

昭和六十年十一月二十二日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一〇三第四号

昭和六十年十一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田道太殿

衆議院議員沢田広君提出都市化にある土地改良区
の管理する水路を都市河川一級に格上げする
ことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員沢田広君提出都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに関する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び八について

一級河川の指定は、政令で指定された水系に係る河川について、建設大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、河川審議会及び関係都道府県知事の意見を聴いた上で行うこととされておられ、治水上又は利水上の重要性等を総合的に判断して河川法に基づく河川管理が必要であるものについて行っている。

鴻沼排水路については、現在、埼玉県、大宮市、与野市、浦和市及び当該排水路を管理する鴻沼排水関係二ヶ土地改良区連合の間で、今後の管理の在り方について検討中と聞いており、その推移を見守って対処してまいりたい。

四について

鴻沼排水路沿岸の土地の区域については、これまでに溢水、湛水等による災害が頻繁に発生していること等により、現在、市街化調整区域とされているが、国鉄埼京線の開通等の社会的状況の変化も生じているので、治水対策を始めとして、計画的な市街地整備の見通しが明らかになる等の条件が熟してくれば、市街化区域への編入について検討する必要があるものと考えられる。

六について

鴻沼排水路周辺の下水道事業については、下水道管理者が関係機関と協議して計画を策定し、実施している。

七について

農林漁業金融公庫からの貸付けは、農業用の鴻沼排水路の維持管理事業に対して行われてい

るものであり、国が負担する性格のものではないと考えている。

また、償還期限については、このような事業の性格等を考慮して設定されたものと承知している。

九について

鴻沼排水路が一級河川に指定された場合において、鴨川と同じく荒川水系に係る河川として、改修の在り方について検討することとなると考えている。

十について

荒川水系工事实施基本計画では、洪水時における河道への流量を低減させ河川改修とあいまつて洪水を安全に流下させることを目的として、荒川上流部においてダムを建設することとしている。現在、同計画に基づき、水資源開発と併せて、荒川上流部において二ダムの建設事業を実施中であり、地元と用地交渉等を鋭意進めているところである。

右答弁する。